

## ○余裕期間設定工事試行要領

平成31年3月28日

訓令甲第16号

(目的)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事において、受注者が建設資材の調達や労働力を確保するために必要な余裕期間を設定し、受注者が工事開始日を任意で設定できる工事（以下「余裕期間設定工事」という。）を試行するにあたり、その実施方法等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 契約締結日から実工期の前日までの期間で、受注者が工事施工体制を整備するための期間
- (2) 実工期 実際に工事を施工するために必要な期間で、準備工を含む期間(標準工期)
- (3) 工事開始日 実工期の初日

(対象工事)

第3条 余裕期間設定工事の対象とする工事は、次の各号のすべての要件を満たす工事とし、当該工事を所管する担当所属長（以下単に「所属長」という。）が指定することとする。

- (1) 余裕期間の設定により、全体事業計画に影響を及ぼさない工事
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第215条の規定による予算の執行において支障が生じない工事
- (3) 余裕期間を設定したことにより繰り越しが生じない工事
- (4) 緊急性が無い工事
- (5) 現場着手前に工場製作期間が無い工事

2 前項各号の要件を満たす工事であっても、余裕期間設定工事は必要に応じて所属長が指定するものであり、要件を満たすすべての工事に適用するものではない。

3 第1項の規定にかかわらず御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条に定める工事については、余裕期間設定工事の対象としない。

(余裕期間の設定等)

第4条 余裕期間は、あらかじめ発注者が実工期の30%かつ90日を超えない範囲で、工事を開始する期限の日（以下「工事開始期限日」という。）を設定するものとする。

2 余裕期間の設定にかかる積算上の割増は行わないものとする。また、受注者が設定した工事開始日により増加した経費は、受注者の負担とし、変更契約の対象としない。

3 余裕期間設定工事を発注する場合、別記第1の特記仕様書を作成するものとする。

(入札手続)

第5条 余裕期間設定工事により実施する入札の公告、指名通知、入札説明書には、別記第2の内容を記載するものとする。

(工事開始日の設定)

第6条 受注者は、契約締結日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日として設定することができる。

2 工事開始日は、受注者が落札決定日の翌日から起算して3日以内（御嵩町の休日を定める条例（平成元年条例第20号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に別記様式の工事開始日通知書を提出することにより設定するものとする。

3 前項の工事開始日に休日を設定することはできない。また、工期の末日が休日となる工事開始日の設定もできない。

(低入札価格調査の取扱い)

第7条 御嵩町低入札価格調査制度実施要領（平成15年訓令第22号）第5条に定める調査により、契約の締結が第4条第1項による工事開始期限日以降となった場合は、余裕期間を設定することができない。

(前払金の取扱い)

第8条 余裕期間設定工事の前払金の請求は、工事開始日以降とし、御嵩町前金払取扱要綱（平成12年訓令第6号）第3条第1項中「請負契約締結後」は「工事開始日以降」と読み替えて適用するものとする。

(技術者等の配置)

第9条 余裕期間設定工事における主任技術者又は監理技術者、現場代理人（以下これらの者を「技術者等」という。）の配置及び専任又は常駐が必要な期間は、工事開始日からとする。

(工事現場の取扱い)

第10条 余裕期間の工事現場の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 工事現場の管理は、町の責任において行うものとする。

(2) 受注者は、工事現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手してはならない。

(工事開始日の変更)

第11条 契約締結後において、第4条第1項に定める工事開始期限日までの範囲内で工事の開始日を変更する必要がある場合は、監督員と協議の上、工事開始日を前倒しする場合に限り工期に係る変更契約を締結することができる。

(CORINSへの登録)

第12条 CORINSに登録する技術者等の従事期間は、実工期とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 別記第1

### 特記仕様書

1 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工事開始日を任意に設定することができる。なお、受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に、発注者が指定する様式により、工事開始日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者、現場代理人を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手してはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期 : 工事開始日から 日間  
ただし、 年 月 日（工事開始期限）までに工事を開始すること

2 工事開始日は、休日を設定することはできない。工期の末日が休日となる工事開始日の設定もできない。

3 契約締結後において、工事開始期限日までの範囲内で工事開始日を変更する必要がある場合は、監督員と協議の上、工事開始日を前倒しする場合に限り工期に係る変更契約を締結することができるものとする。

4 低入札価格調査等により、上記の工事開始期限日以降に契約を締結することとなった場合には、余裕期間を設定することはできない。

5 受注者が設定した工事開始日により増加した経費は、受注者の負担とし、変更契約の対象としない。

6 前払金は、工事開始日以降に請求できるものとする。

## 別記第2

### 入札公告、指名通知に記載する事項

工期 この工事は余裕期間設定工事です。

工期 : 受注者が設定した工事開始日から 日間  
(工事開始期限日 年 月 日)

### 入札説明書

#### 余裕期間設定工事

- (1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工事開始日を任意に設定することができる。
- (2) 工事開始日は、休日を指定することはできない。工期の末日が休日となる工事開始日の設定もできない。
- (3) 受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に、発注者が指定する様式により、工事開始日を通知すること。
- (4) 余裕期間は、主任技術者又は監理技術者、現場代理人を設置することを要しない。
- (5) 余裕期間は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手してはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- (6) 低入札価格調査等により、工事開始期限日以降に契約を締結することとなった場合には、余裕期間を設定することはできない。
- (7) 前払金は、工事開始日以降に請求できるものとする。

別記様式

工事開始日通知書

年 月 日

御嵩町長 宛

受注者 住所

氏名

印

下記のとおり工事開始日を定めましたので通知します。

記

工事名	
発注者が設定した 工期日数	工事開始日から 日間
発注者が設定した 工事開始期限日	年 月 日
受注者が設定した 工事開始日	年 月 日
工 期	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで

※落札決定日の翌日から3日以内に提出すること

※工期の始期は、受注者が設定した工事開始日と同一であること

※工期の終期は、工期の初日から起算し、発注者が設定した工期日数の日とすること

※工期の始期及び終期は、休日を設定することができない